

自己評価報告書

平成 23 年 4 月 7 日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008～2011

課題番号：20730077

研究課題名 (和文) 暴利行為論を中心とした公序良俗論の総合的研究

研究課題名 (英文) Eine zusammenfassende Untersuchung der Sittenwidrigkeit
— Insbesondere Wucher

研究代表者

原田 昌和 (HARADA MASAKAZU)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：60340907

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：①民事法学 ②公序良俗 ③営業侵害 ④優越的地位の濫用 ⑤競争秩序 ⑥暴
暴利行為 ⑦ドイツ ⑧EU

1. 研究計画の概要

(1) 本研究は、不公正な勧誘・交渉方法を用いて、相手方にとって不利益な契約を締結させる事例に対する規制を対象とする。その際の法制度としては、公序良俗違反 (民 90 条) を主として念頭に置いているが、同法理の活用の可能性とその限界を探求するために、不法行為における営業侵害の法発展、独占禁止法違反の法律行為の効力論等を参考にす。それにより、さらに公序良俗論の総合的検討を行うことをも目的とする。

(2) 本研究は、平成 20 年度から平成 23 年度の 4 年間にわたって行われる。

平成 20 年度においては、ドイツ法および日本法の暴利行為論をめぐる議論・裁判例の再整理が、平成 21 年度においては、ドイツ不法行為法における営業権侵害およびわが国における競争法違反行為の法的効力に関する議論・裁判例の再整理・検討が行われる。平成 22 年度においては、わが国の営業権侵害に関する議論・裁判例を、暴利行為論との関係から再検討する。平成 23 年度においては、アメリカ法・イギリス法における議論をも検討し、暴利行為論の活用とその限界についての検討を行い、公序良俗論の総合的検討へと歩を進める。

(3) 以上の研究計画を効果的に進めるために、国内・海外への出張やデータベースの利用、内外の研究者・実務家へのインタビュー、文献の収集・整理・最新の議論の調査が行われる。なお、平成 21 年度後期から平成 23 年度前期まで、ケルン大学国際私法比較法研究所にて在外研究を行う機会を得た。

2. 研究の進捗状況

(1) 平成 20 年度においては、民法 90 条違反の起草過程の調査、取引的不法行為における違法性判断に関する現在の判例の状況の検討、欧州各国の民法やヨーロッパ共通参照枠組み (DCFR) 等の比較検討を行った。

(2) 平成 21 年度においては、取引的不法行為の研究のほか、ドイツ法および EU 法に関する議論を検討した。研究課題である暴利行為の拡張法理においては、相手方の意思決定を害する交渉方法により、契約を締結させた場合における行為態様の不当性の判断基準が問題となる。同年度の研究により、かかる場面では、ドイツでは、契約法による規制のほか、EU 不公正取引方法指令および同指令を国内法化した不正競争防止法 (UWG) による規制が重要であることが明らかとなった。

(3) これを踏まえ、平成 22 年度においては、ドイツにおける、消費者の意思決定を害する契約交渉・締結方法に対する、契約法と不正競争防止法による重層的な保護のあり方について研究を行った。ドイツ法においては、契約交渉・締結過程での不当な行為態様に関して、取消権・解除権・撤回権などの消費者に与えられる個別的な救済手段と並んで、不正競争防止法による差止めや利益剥奪請求による集団的な救済手段が、重層的な保護を形成している。後者においては、個別消費者に救済が与えられるべき場合よりも事業者にとって厳しい行為義務が設定され、より高いレベルでの、消費者に対する取引上

の決定自由の侵害の事前的・一般的な予防が企図されている。わが国では、民法・消費者契約法、特定商取引法で取消権や撤回権が定められるほか、適格消費者団体の差止請求権も定められている。しかし、差止請求権の対象行為は、消費者に取消権等が与えられる行為に限定されているため、消費者の決定自由侵害の集団的・一般的な予防は十分なものとなっていない。わが国においても、差止請求権の対象行為として、より高い行為義務を設定することが検討されてよい。

3. 現在までの達成度

①当初の計画以上に進展している。
(理由)

暴利行為とは、相手方の決定自由を侵害して不利益な契約内容を合意させる行為であり、その不法内実は搾取したという点にある。しかし、契約交渉においては自由の領域が広範に認められており、何が決定自由の侵害かを決定する必要がある。本研究では、この判断基準を、不法行為における営業権侵害や独占禁止法における優越的地位の濫用と比較することで、得ようとするものであった。ところが、現在の EU では、契約交渉過程における不当な行為態様およびその判断基準が、不公正取引方法指令において、かなり具体的に示され、各加盟国もこれを国内法化するに至っている(しかも、不公正取引方法指令は、完全平準化といって、各加盟国は同指令の定める基準を上回ることも下回ることもできないとされている)。このような状況では、不法行為法からアプローチするよりも、上記指令を国内法化した不正競争防止法(UWG)からアプローチして、同法と契約法との関係を探求する方が、研究目的に沿う。当初の計画では、日本、ドイツ、英米の順に検討を進める予定であったが、以上のような事情から、ドイツ、イギリスを含む EU 諸国を並行的に研究することとなった。これは、当初計画の変更ともみうるが、むしろ EU 法の現在の状況に合わせて、研究計画を一部先回りしたものであるといえる。これまでの研究成果を立教大学の紀要に発表することもでき、全体としては、極めて順調に進行していると評価してよいだろう。

4. 今後の研究の推進方策

ドイツケルン大学での在外研究期間も、本年度(平成23年度)前期までとなった。この貴重な時間を無駄にすることなく、地の利を活かして、前半には、とくに EU 諸国法およびアメリカ法に関する研究を、後半にはわが国の法制度に関する研究を、それぞれ行いたい。具体的には、とくに消費者の意思決定を直接的に害する仕方で契約を締結させる行為に対する規制に重点を置き、契約法によ

る規制、不公正方法取引方法指令およびそれを国内法化した各国法による規制、ならびに両規制の協働関係を検討し、そこから、消費者の意思決定の自由という観点から公序良俗論を再構成する契機を得、公表につなげたいと考えている。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

①原田昌和「ドイツ不正競争防止法における消費者の決定自由の保護」立教法学 82 号 275-330 頁(2011年)。査読無し。

②ミヒャエル・シュテュルナー：(訳) 原田昌和「完全平準化のコンセプト——序論」立教法学 81 号 1-21 頁(2011年)。査読無し。

③原田昌和「ドイツ不正競争防止法の最近の展開—2008年、2009年改正について—」現代消費者法第7号 76-85 頁(2010年)。査読無し。

④原田昌和「呉服の過料販売と公序良俗違反」法学セミナー651号 122-122 頁(2009年)。査読無し。

⑤原田昌和「ヤミ金融への元金返済と損益相殺」法学セミナー645号 128-128 頁(2008年)。査読無し。

〔図書〕(計2件)

①佐久間毅・石田剛・山下純司・原田昌和『リーガルクエスト 民法総則』246-287 頁、298-332 頁(有斐閣、2010年)。

②能見善久・加藤新太郎編集代表『論点体系判例民法 第8巻(不法行為Ⅱ)』161-176 頁(第一法規、2009年)。